捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会 第16回会議(平成23年6月21日開催)議事要旨

第1 議題

DNA型データベースの拡充に関する検討等

第2 概要

1 事務局説明等

事務局から、法制審議会に係る動向について説明した。また、委員から、東京 地検特捜部が全面可視化を実施した事件の被疑者のコメントを紹介した新聞記 事について説明があった。さらに、別の委員からは、日本弁護士連合会の「イギ リス取調べの可視化事情視察報告書」及び「知的障がいのある被疑者等に対する 取調べの可視化についての意見書」について説明があった。

2 検討(DNA型データベースの拡充について)

(1)事務局説明

事務局から、DNA型鑑定及びデータベースの現状(口腔内細胞の採取の実演を含む)、諸外国の制度、拡充の検討における論点等について説明した。説明の概要は以下のとおり。

警察におけるDNA型鑑定においては、DNAのうち身体的特徴や病気等に関する遺伝情報を含まない部分を使用している。

警察が現在導入している検査法においては、日本人で最も出現頻度が高い型の組み合わせでも約4兆7000億人に1人の出現頻度である。

警察におけるDNA型鑑定は、平成15年ころから急増しており、現在は、 殺人、強盗等の凶悪事件だけでなく、窃盗等の身近な犯罪の捜査にも活用されている。

警察が現在保有するDNA型データベースには被疑者から採取した「被疑者資料」に関するものと、犯行現場等に被疑者が遺留したと認められる「遺留資料」に関するものがある。被疑者資料のデータベースについては、現在、犯罪捜査の必要性があり捜査過程で採取した資料の型情報の登録を行っている。

DNA型データベースについては、殺人や、府県をまたがる性犯罪、職業的窃盗等に効果を発揮している。

米国、英国等諸外国においては、法律に基づき、一定の犯罪の被疑者、有罪確定者等から、一律に強制的にDNAを採取できる制度があり、データベースについては、我が国と比較して多くの登録データを保有している。

(2)委員の発表

委員から、日弁連の「警察庁 D N A 型データベース・システムに関する意見書」について説明があった。説明の概要は以下のとおり。

警察庁が運用するデータベースは、国家公安委員会規則ではなく法律によって構築・運用されなければならない。

DNA型情報は、「個人の究極のプライバシー」であり、これを踏まえて 検討がなされるべき。

被疑者からのDNA型資料の一律採取はなされるべきではなく、DNA型資料は具体的な事件捜査の必要性がある場合に限り採取できるものとすべき。また、被疑者からの採取は原則として令状によるべきである。

登録する被疑者DNA型情報は、強盗・殺人などの重大な犯罪・性犯罪などに限るべきである。

DNA型については、一定の保管期間を定めた上で、無罪、公訴棄却、嫌疑なし・嫌疑不十分で不起訴となった場合等には登録抹消をすべき。また、データベースの運用機関は、第三者機関とすべき。

(3)検討(が委員からの御意見、 が関連意見、(事務局)は事務局発言) 日弁連がDNA情報を究極のプライバシーと考えている理由は何か。

> 採取した資料そのものには遺伝情報が含まれており、それを扱うという 意味で究極のプライバシーと考えている。

警察庁で使用している鑑定機械で、遺伝情報を調べるのは可能か。

警察の保有する機器では、型情報以外を得ることは不可能であり、型は何ら遺伝情報を持たない。(事務局)

DNAの採取対象の拡大は、法律で措置するものと考えるが、警察庁としては、具体的にはどのような方法を考えているのか。

法律の形式について特に議論をしているわけではないが、例えば、指紋

と同様に刑事訴訟法第218条第2項で規定することが考えられる。(事務局)

将来の犯罪捜査や犯罪予防といった行政警察的な部分は、刑訴法の対象 外ではないか。

指紋と同じであり、問題ないと考える。

刑事手続きのみならず、身元確認にも使えるようにすべきである。

法制化の有り様は、事務局に聞くのではなく、「政策」として、議論すべきものである。

DNA型資料の採取について、実演をしていただいたことにより、手続きは厳格に行われていることが分かった。遺留DNAの採取は、写真撮影をして行っているとのことであるが、手続きの全過程を録音・録画すべきではないか。

DNA試料の取り違え等の可能性はどの程度あるのか。

過去に、ある県警で、DNA型データの登録ミスが発覚した。現在は、 ヒューマンエラーを物理的に防ぐ措置を講じている。現場に対しては、D NA型鑑定結果を過信せず、その他の捜査を十分尽くすよう指導してい る。(事務局)

(犯罪被害者を支援する立場として)DNA型データベースは、法制化の上、拡充していただきたい。被害者側からすれば客観的証拠が増えることはありがたい。

DNA型データベースの管理は第三者機関が行うべき。また、弁護人側も利用できるようにすべきである。そういう形になり信頼性が高まれば、もっと拡充も図れるのではないか。

現在でも必要があれば弁護人側からの証拠開示の手続きが認められている。管理をきちっとやればいいのであり、余計な費用・人を使う必要はなく、第三者機関は必要ないのではないか。

これも立法政策の問題である。また、第三者機関だから公平に管理を行うというのは幻想ではないか。

警察庁では、DNA型資料への被疑者、被告人側からのアプローチについてどう考えているのか。

証拠品であり、被疑者、被告人側のアクセスは今のところ考えていない。 (事務局)

この研究会で検討すべきである。

警察で扱うDNA型データの中には、遺伝情報は含まれていないことをもっとアピールすべきである。

DNA型鑑定の活用についての対立は、強姦や殺人事件の早期解決、予防という具体的かつ明確な利益があるという意見がある一方、マスメディアなどでは、慎重論として、究極の個人情報、自己情報コントロールなどの利益を重視する意見がある。そのような抽象的利益を否定するものではないが、比較衡量すると活用拡大すべきである。現在の我が国は、DNA型鑑定について後進国となっている。ぜひ、適切な活用を図って欲しい。

取調べにおいて自白が得られることは減ってきており、可視化とは切り離してもDNAの拡充はすべきである。

DNA型が一致すればその者が犯人だと思ってしまう。だからこそ採取過程が重要である。写真を撮るだけの立証措置では不十分であり、可視化が必要である。

DNAの採取手続きについて録音・録画すべきとの意見であるが、万人不同といわれる指紋の採取についても写真撮影の上採取している状況を考えると、DNAだけ特別ということにはならないのではないか。(事務局)

「遺伝情報」と言うだけで、一律に捜査に使っては駄目だということではない。遺伝に関わる情報でも、一重まぶた、二重まぶたなど軽い意味を持つものもある。問題なのは、そういう情報の流出をいかに防止するかということである。

DNA型データベースを拡充すること自体については、各委員ともほとんど対立点はないと理解した。後は採取の過程の明確化等であろう。また、本研究会で、DNAの「型情報」については、個人のプライバシーから切り離されたものであることが理解できたのではないか。

次回は7月27日(水)に行う。